



水産情報速報版

H20. 5. 2 No.1248
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行＝指導部漁政課
URL:<http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

1. 県下沿海地区漁協 役員改選のお知らせ

3・4月に総(代)会を開催した沿海地区漁協のうち、任期満了による役員改選等を行った漁協で、次のとおり組合長及びその他役員等が決定しましたのでお知らせします。(敬称略)

漁協名	代表理事組合長	その他役員
浜 名	内山尚夫(新)	専務理事 吉村理利(新)
静 浦	大木幸也(新)	専務理事 大川隆夫(新)
沼津我入道	眞野 稔(再)	筆頭理事 川口吉彦(新)
御 前 崎	増田勇一(再)	専務理事 藪田国之(再)
仁 科 浜	鈴木勝二(再)	常勤理事 鈴木和昭(新)

2. 本会代表理事会長に橋ヶ谷善生氏(小川漁協組合長)が選任される

4月18日本会理事会が開催され、諸般の事情により3月31日をもって辞任した西川徳市会長の後任に、橋ヶ谷善生副会長(小川漁協組合長)が選任されました。

また、副会長には、宮城島昌典清水漁協組合長が就任しました。

3. 「関東・東海海況速報」を発行開始

— 一都五県の水産研究機関 —

一都三県(東京、千葉、神奈川、静岡)の水産研究機関では、協力して遠州灘から房総までの「一都三県漁海況速報」を昭和60年から23年間発行してきましたが、4月1日からは、関東・東海の一都五県(東京、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山)の共同で、「関東・東海海況速報」に衣替えし、広域化・高精度化した海洋情報の提供を開始しました。

新速報では、等水温線は1℃間隔から0.5℃間隔、表示はカラー版・白黒版の2種類、範囲は紀伊水道から房総(広域版)、遠州灘から房総(静岡海域版)の2種類で、黒潮流路と表面水温が描かれ、冷水域や暖水流入などの水塊分布を、カラーで視覚的に把握できます。

[情報閲覧先] パソコン <http://fish-exp.pref.shizuoka.jp/01ocean/kouseido.html>

携帯電話 <http://fish-exp.pref.shizuoka.jp/mobile/>

4. 平成20年度水産事業概要説明会を開催する — 県産業部水産局・建設部港湾局 —

県産業部水産局、建設部港湾局では、4月17日県男女共同参画センター「あざれあ」において、県下漁協組合長、水産関係団体役員、市町村担当者等約100名の出席を得て、「平成20年度水産事業概要説明会」を開催しました。

説明会では、坂水産局局長から静岡県の水産の現状と20年度県水産予算概要の説明が行われました。引き続き水産局の各室長、水産技術研究所長などから本年度取組む主要事業について夫々説明が行われました。なお、20年度の水産関係予算は、5,201百万円(19年度当初予算5,947百万円、12.5%減)です。

5. 浜名湖で漁場監視パトロール及びスキルアップ研修を行う

浜名漁協、アサリ採貝組合連合会、県水産資源室及び県密漁防止対策協議会では、4月20

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

日浜名湖において、県警浜松中央署員・新居署員、県漁業取締船「天龍」乗組員などの取締機関の協力を得て、「潮干狩りのルール周知とアサリの密漁未然防止」のためのパトロールを総勢約60名で実施しました。

当日、講師として迎えた田中克哲氏(全漁連密漁防止等推進委員)から、パトロールにあたって、違反者との接遇についての注意事項が説明された後、漁業者等は「漁場監視船」ののぼり旗をつけた漁船13隻に乗り込み、取締機関の警備艇2隻が伴走する中、浜名湖を巡回し、禁止漁具の使用者やプレジャーボートなどを利用して沖合で潮干狩りをする人に、浜名湖のルールについて説明を行い、違反して採った貝を湖に戻すよう呼び掛けました。

帰港後、パトロール活動中に発生した、違反漁具の取扱いや証拠写真撮影等の事柄について質疑応答が行われ、田中氏や警察署員からアドバイスを受けました。

浜名湖では、アサリは共同漁業権魚種に指定されており、一定のルールのもと、潮干狩り客のアサリの採捕を受忍していますが、違反漁具などを使用してアサリを大量に採捕する密漁事件が多発し、漁業権侵害で告訴しても、罰則が軽いためか、密漁はあとを絶たない状況でした。このような中、4月1日から県漁業調整規則が改正され、「アサリ漁業」が新たに知事許可漁業となり、罰則が最大懲役3年、罰金200万円に強化されました。今回のパトロール活動や罰則強化が、今後、悪質な密漁の抑止となるとともに資源管理の実効につながることを大いに期待されます。

6. 業務主任者更新講習開催中

— 県水産資源室・県遊漁船業協会 —

「遊漁船業の適正化に関する法律(遊適法)」の一部改正が平成15年に施行され、遊漁船業を営む者は、都道府県知事への登録、損害賠償を行うべき場合に備えた措置、業務規定の作成、遊漁船業務主任者の選任などが義務付けられ、本年4月1日をもって施行後5年が経過しました。遊適法では、登録から5年を経過する日の30日前までに、有効期間の満了に伴う登録更新の申請手続きをすることが必要となり、業務主任者については、要件の一つである「遊漁船業務主任者を養成するための講習」の修了証明書の有効期間の満了に伴う更新講習の受講が必要となり、受講しないと登録の更新が出来なくなります。

このため、県水産資源室及び県遊漁船業協会では、遊漁船業者に対する指導や周知の徹底を図り、3月から6月にかけて、県内各地において業務主任者更新講習会を開催し、業務の適正な運営確保に取り組んでいます。

7. 大手コンビニ、本格的に刺身の販売を開始

大手コンビニエンスストアの(株)ファミリーマート(本社東京都)では、昨年10月から「刺身」、「魚惣菜」の実験販売を東京都の6店舗で実施してきましたが、販売方法、物流体制、販売動向、販売地域等の検証を重ねた結果、4月から、東京都及び神奈川県内の60店舗での販売を手始めに、中部、関西地区を含む400店舗まで拡大する計画です。

販売する刺身は、「めばちまぐろ赤身」、「たこスライス」、「イカソーメン」など8種類で、また、魚惣菜は、「焼きサバ味噌」、「さんま塩焼き」など6種類。容量は1人前で、価格は400円以下に設定しており、中高年を中心とした新たな顧客層の獲得を図るとしています。

8. 本会人事異動のお知らせ (カッコ内は旧職)

◇退職 4月30日付▽加藤静夫(沼津事業所販売担当主任) ◇嘱託採用 5月1日付▽沼津事業所 加藤静夫

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう